

令和3年第1回上峰町議会臨時会会議録

会期 令和3年1月18日 (月曜日) 1日間 本会議1日

令和3年1月18日第1回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第1日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 総務課副課長 針長幸子 まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年1月18日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案上程 提案理由の概要説明
(議案第1号)
- 日程第5 議案審議
議案第1号 財産の出資について
- 日程第6 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和3年第1回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙中の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番大川徹也君及び3番原直弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（中山五雄君）

日程第3．町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。令和3年第1回上峰町議会臨時会をお願いしましたところ、お忙しい中、お集まりいただきまして大変感謝を申し上げます。

本日は財産の出資について1議案でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

それでは早速、議案の提案をさせていただきます。

議案第1号 財産の出資について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、中心市街地活性化事業を実施する合同会社の財産的基礎とするため、財産の出資をすることについて議会の議決を求めるものです。

令和3年1月18日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上1議案を提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より1議案が上程されました。

補足説明を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。さて、私のほうからは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 財産の出資についてを御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

出資の目的としてなんですけれども、中心市街地活性化事業を実施する合同会社を設立するためとしております。これは上峰町で事業遂行をしております中心市街地活性化事業による整備を行う合同会社を組成するに当たり、その財産的基礎とすることとなります。

出資対象財産内訳なんですけど、土地になります。

土地の表示といたしましては、上峰町大字坊所字七本谷1550番3、地目、宅地、9,293.37平方メートル。

上峰町大字坊所字七本谷1550番36、雑種地、192.00平米。

上峰町大字坊所字七本谷1550番4、雑種地、15,410.00平方メートル。

上峰町大字坊所字七本谷1551番1、宅地、15,986.44平方メートル。

上峰町大字坊所字七本谷1539番1、雑種地、11,990.00平方メートル。

上峰町大字坊所字七本谷1539番10、雑種地、9.80平方メートル。

上峰町大字坊所字七本谷1539番12、雑種地、80.00平方メートル。

上峰町大字坊所字七本谷1570番22、雑種地、919.00平方メートル。

上峰町大字坊所字二本谷2510番、雑種地、803.00平方メートル。

上峰町大字坊所字一本谷2514番9、雑種地、4,964.00平方メートル。

上峰町大字坊所字一本谷2514番42、公衆用道路、803.00平方メートル。

上峰町大字坊所字一本谷2514番43、雑種地、2,781.00平方メートル。

上峰町大字坊所字一本谷2514番64、雑種地、485.00平方メートル。

合計、63,716.61平方メートルの、合計13筆となります。

これは、さきに議決をいただきましたイオン九州株式会社から寄附を受納した土地及び昨年度買収をした用地を含むものでございます。

全体的な地形に関しましては、お手元に配付している資料に基づきます図面を御参照いただければ幸いです。

出資する財産の評価ですが、493,792,888円としております。

現在のところ13筆に分かれておりますが、後に合同会社で地目をそろえるなどし、字界などを除き、これを可能な限り合筆することにより資産的価値はさらに向上するものと考えておりますが、現段階での評価はこのようになる旨、御了解方願います。

出資相手先なんですが、(仮称)合同会社つばきまちづくりプロジェクトとなります。これは仮称としておりますのは、会社法第579条の規定によりまして、会社の設立日は法務局に設立登記をすることによって会社の設立日となります。現段階では設立していないという状況になりますので、会社設立のためには出資が必要となります。今回の議案は、設立のための出資行為となります。そのため、現段階では仮称と差し上げている旨、御承知おきいただければ幸いです。

出資実行時期なんですが、合同会社設立登記前としております。これは、本議案が可決された場合、本町は現物出資を登記原因とした不動産の所有権移転登記を設立予定の合同会社へ行うこととなります。民間事業パートナーは出資金を設立予定の合同会社——これは設立自己者口座になりますけれども——へ振込みを行います。これによって財産的基礎を確立し、設立登記を行うこととなりますため、会社法第578条によりまして、設立登記の前に出

資行為を行わなければならないことに起因したものでございます。つまり、法的な原則といましては、出資行為、財産引継書による引継ぎになりますが、これを先行して設立登記を行うイメージで御理解いただければ幸いです。

以上、議案第1号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第1号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第1号 財産の出資について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

図面上で1550番の4の左側ですね。現地においてはパチンコ店の東側で駐車場に今利用されている土地と思いますが、この駐車場部分により、今回財産の出資をする土地の形がいびつなものとなっておりますので、この部分がですね、中心市街地活性化事業に影響するのではないかとちょっと考えておりますけど、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

お尋ねの点でございますけれども、こちらにつきましては遊戯店が近くにございまして、そちらのほうの駐車場という形で既に借地権のほうが設定しておられる用途でございますので、ちょっとこちらの方としても、ちょっといかんともし難い状況ではございました。ただ、それが、年数が一定程度超過して切れることになった場合にはですね、また交渉の余地もあるのではないのかなというふうに考えているところでございます。

それで、今後、そこが影響するのではないかということなんですが、もちろん、成形の土地が一番望ましかったというのは議員と同様の考えでございますけれども、ここの用途に関しましては、そのところも含みおいたというようなところで、設計の中でいろいろな配慮をした上で有用的な使用方法ができて、なおかつ、その後ですね、もし取得がすることができるのであれば、そういったところも見越したような形での用途利用が活用できれば幸いかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

お尋ねでございますが、室長さんのほうから御説明をいただきましたこの評価ですね。評価が出ておるようでございますが、6万3,700平米強の土地はですよ。まず、イオンさんからいただいた部分と上峰町で取得した部分と合わせて6万3,700というふうな数字が出ておりますが、これも、イオンさんから頂いたのは町の所有に名義が変わっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

名義の件の御質疑かというふうにお見受けいたします。

先般、12月定例議会のほうで本案件につきましては負担つき寄附という形の議案を上程させていただきまして、議決をいただいたところでございます。

その後、議決後に、速やかに所有権移転登記の作業を行いまして、年内のうちに所有権移転を終えているという状況でございますので、御報告差し上げたいと思います。（「変わったということ」と呼ぶ者あり）はい、さようでございます。

○7番（吉富 隆君）

もう一つお尋ねでございますが、中心市街地活性化事業という言葉は初めはなかったような気が僕はします。中心市街地、再開発ということで御説明があつてきておりました。その中で、中心市街地活性化事業に変わったというのは何か理由があるのかなという感じをいたしますが、議会では中心市街地、再開発という言葉が最初出ておりましたよね、議会でも。それはね、なぜお尋ねするかというと、やっぱりスムーズな流れをつくるためにはきちっとした説明をいただきたいということなんですよ。

それとこれ、条件つきで頂いておりますよね。それで、その条件のところですね、ちょっと私考え過ぎかも分からんけれども、流れ的に合同会社に出資をするというのは再三再四、行政から説明をいただいてきておりますので、それはそれでいいだろうというふうに思います。そういう中で、最終的に合同会社に移管をしてしまうと12月の定例会でも私は申し上げてきたんですが、議会が質問するて一般質問ぐらいでしかもうできなくなります、あとは。行政と合同会社との話し合いということになっていくであろうと、それは間違いないだろうと思いますね。そうしますとですね、活性化事業という言葉を掘り下げてみると、これね、法的なもんというのが出てくるであろうと思います。これには、あと水の問題と、床の問題が出てくるのではないかと思います、出てこないとすればですね、それに越したことはないんですが、この床という問題がここで出てくるのではないかと、私が考え過ぎかも分かりませんよ。そういう問題が出てきたときにね、やっぱり大きな問題に発展するんですよ、これは。どうでしょうかね。条件がついている、担保つきのね。そうすると、そこに床というものが最終的には出てくる、水の問題も出てくる、活性化事業になると、法的にはどうだろ

うですね、承諾書でんなんてん要らんごとなりやせんかなという感じはしますよ。と、時間短縮にもなります。ただ、一番私が聞きたいのは、床というのが出てこないかどうか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

すみません、お尋ねのしょうというのがちょっと理解ができなかったものですが、もうちょっと教えていただければ幸いです。

○7番（吉富 隆君）

「しょう」という字は「床」という字を書くんですが、ですね。要するに、イオンさんから頂いた、条件がついている、その中で、普通この床という言葉を使うらしいんですが、要するに、何というですかね、その条件を満たすために床という問題が出てきたときはどうなるのか。出てこないとすれば、そのまま流れていこうと思います。恐らく僕は出てくるのではないかなという感じはしておりますので、そこら辺までは、事務局としてはお調べの上でこういった活性化事業という形を取ってあるんであると思いますので、それは、やっぱり物事は入り口でお尋ねをしておかないと、やっぱり物事が進んだ後に、いや、そがなことはでけんばいと、それはでけんでしょうが、言うてはね。そいけん、入り口でお尋ねをしようですよ。それが発生しないということであれば、問題ないと思います。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねは中心市街地活性化法に基づく経済産業省が主導する床面積を少なくしてコンパクトシティを実現する、そういった中心市街地活性化事業がございます。そうした事業にのって、今回、事業申請をし、採択を受け、必要な要件を整えてまちづくりを実践していくのかというお尋ねであれば、今回はそういった事業ではございません。ふるさと納税寄附金を活用しLABVという合同会社をつくって、民間のプロジェクトファイナンスで資金を集めまして、合同に、合同事業体で開発をしていくというフレームで行っていくというものでございますので、御理解いただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

床というのはですね、そういうことじゃなくて、例えばイオンさんから頂いた土地、イオンさんが床という言葉を出してきたときには、権限があるんですよ、条件つきですから、これ。それが発生するかしないか。

何で僕が不思議に思ったかなと思うのは、これだけの財産を町に寄附をいただいて、ほかに条件がないんですよ。イオンさんは合同会社にも名前出ていないので、この床ということ主張されれば、床面積はもらうことができるんですよ。そいけん、そういったことが起きないのかということをお尋ねしようですよ。

これは後で問題になっては困るので、入り口の時点でお尋ねをしておるところですよ。これが出ないということであれば、スムーズに行くでしょう、スムーズにね。財産を寄贈する

ということは、前々から議会に説明があつてきているので、それはそれとしていいと僕は思っていますし、ただ、イオンさんが条件をつけてある、2か所ね、2か所。寄附に当たつての条件が。そうでしょう。まあ、議会の議決が要りますよと、合同会社つくりましたよ、担保つきなんですね、これね。負担つきというのですか。そうするとね、イオンさんにこれ権限が残つとつとですよ、まだ。それが床という言葉を使わせていただいておりますが、その字は「床」と書くんですが、床面積のことなんですよ。これが条件的に後で出てくるのではないかと疑問を持ったからお尋ねをしているんですね。それ出ないとすれば何ら問題ないと思いますので。それはないよということで、やっぱりきちつと行政から説明があれば問題ないと思います。

○町長（武廣勇平君）

大変恐縮ですが、私の理解力がないのかもしれませんが、今言われましたのは、中心市街地活性化法に基づく補助事業であるかないかを問う質疑ではなく、先般、御議決いただきました寄附、負担つき寄附のところの条件にございました、イオン九州さんが上峰町に付した条件、すなわち、議会の議決を経ること。そしてまた合同会社を直ちに、速やかに設置することという条件が、議員が言われる床というもので、その床が、イオンさんの権限になっていて、ここの部分が今回の出資にどう関係して、何を御質疑されているのかちょっと分からなくて、もう少し詳しく教えていただければ幸いです。

○7番（吉富 隆君）

なかなか説明が十分でないということでございますのでですね、負担つきという言葉が条件の中に入っていますよね。要するに、これは担保ということにも切替えられるので、その負担つきというのに疑問を持ったんですよ、私は。負担つきという条件がある、議会の議決は得た、そうするとスムーズに流れていこうと判断をしましたけれども、これだけの財産を寄附をいただいて、イオンさんが何もなかやろうかと。合同会社にも入っていないので、そんなことがあり得るだろうかというふうに思うんでね、普通ならばですよ。そうすつと、負担つきですから、これイオンさんにも、イオンさんがもし権限があつて、こういう条件じゃないかと、床面積うちにもくいろよとイオンさんが言うことだつてできる可能性が、そういうことがあるのかないのかお尋ねをしようつとですよ。ないとするなら、町長問題なかと思うですよ。後でそういう問題が出てきた。イオンさんて天下のイオンさんですからですね、それなりのことはお考えであるのではないかという疑問を僕は持ったんでね。今日ここで言っておかないと、後で、いや、こうやつたですよと、イオンさんからこういうことを言つてきているけんがというふうなことがなければ何ら問題ないと。権限はお持ちですもんね、条件が中に入っていますから。そいけん、何でイオンさんがこれだけの財産を町に寄附して、合同会社に顔を出していないので、イオンさんはもう、この何というのですか、事業の中から完全に撤退をしんさつとやろうかと、いや、そういうことはなからうと僕は思うたんでね、

お尋ねしているんですよ。

○町長（武廣勇平君）

この議論は、負担付き寄附にかかる財産の受納についてということで、さきの議会で議論させていただいた中にございましたが、寄附の条件の骨子としては3つございます。合同会社を遅滞なく設立し事業着手、寄附対象の建物は滅失登記を行う、議会の議決を経ることができない場合条件未成就により、寄附に係る申込みが無効となることということであります。

その他の内容があるのかなのかという御質疑かもしれませんが、民間企業ですから、ここでの議論が株価に影響したりそうしたこともあります。よって、この3つの骨子について説明を申し上げてきたところでもあります。

また、さきのイオン閉店の際に、イオン九州が再出店したいという意向を店長さんをはじめお持ちだということは広くネット上にも表れていますし、報道にもございました。そうした気持ちをお持ちの上です、民間事業パートナー、あるいは共同事業パートナーに募集されているかどうかということですが——応募されているかどうかということですが、確かに、民間事業パートナーには応募されていないわけでありましてけれども、共同事業パートナーはまだ公表されていけませんので、今後の話になるかと思えます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、床ということが表に出てこないということであれば僕は質問をやめますけど、やっぱり私も素人なので、素人考えで、これだけの財産を寄附をいただいた、パートナーにはなっていないですね、合同会社には顔を出していない、今までの行政の説明ではですね。そすと、負担つきですから、そこに権限があるのではないかとするので、床ということが表に出てこないということであれば質問はやめますよと言いつつですよ、納得できるので。

○町長（武廣勇平君）

まあ、仮に、それは上峰町と契約を交わしていたとしても、それはきっと有効じゃないんだろうなと思うんです、この立てつけからすれば。合同会社が決めていくわけですから、経営の主体がこれから変わっていくわけですね。その主体が町のとときに議論されることが、合同会社がそのまま引き継がれるかというもまた別の話だというふうに思いますので、今の議論は、床面積をどれぐらい必要とするかということが、上峰町がPFI事業をやっているときの議論としてはあったにしろ、仮にですよ、あったにせよ、L A B V上は、枠組みでいく上では、合同会社との協議にきつとなっていくものだというふうに理解をしております。

○7番（吉富 隆君）

そうしますとですね、合同会社が何でもやっていきますよということであれば、行政と合同会社としかも協議できないということなんですよ。我々議会の立場から見ると、この

案件につきましては、ここで聞かれる部分は聞いとかなないと、あとは一般質問でしかも聞けないですよ。それと進捗状況ぐらいしかできないので、その床ということがもう出てこない、合同会社が決めますよということであれば、これはちょっと、後で問題ですもんね。そいけんそういうことがないように、行政が軸ですから、行政が、いや、そういうことは今後はないよということであれば何ら問題ないだろうと僕は思いますので、そこら辺がね、きちっとやっぱり議事録に残しておく必要があるということで僕は質問しているんですよ。やっぱり大きな事業になるんでね、これは。半端な金じゃないんですから。やっぱり12月議会でもいろいろと質問させていただいたんですが、半端な金じゃないということで、やっぱり町のそうけんに関わる問題であろうと僕は位置づけをしておりますので、しつこく質問をさせていただいておりますが、議員の一人として、これ質問は分からない部分は議長の許可があるので、納得するまで質問をしておく必要があると。あとは議会できないんですよ、もう。

それから、床というのが、初めて私も勉強させていただいて、中身については分かってきたんですが、これがない、これはもうないよと。でも、町長の答弁では合同会社があとはやるからということであれば、後で出てくる可能性もあるのではないかな。なければ何ら問題ないと思うんですよ。でも、イオンさんという大きな会社がこれだけの金額を寄附してですよ、自分たちは、まあ、どういうふうな形でできていくか分かりませんが、そこに床面積がイオンさんがないということはないだろうと僕なりに考えてこの床という言葉を使わせていただいております。それがないということであれば問題ないと。スムーズな流れをつくるためには合同会社が決めるということなので、そすと、合同会社とイオンさんと協議はまだ可能性はあるだろうというふうに考えます。そすと、我々はそういったことまで含めたところでの御説明をさせていただいておかないと、我々はもう今後ですね、一般質問ぐらいしかできないですよ。12月も申し上げたとおり、そこで議会と合同会社と寸断されますからね。ゼロじゃないですけどね。

まあ、いろいろのほかにも問題が出てくるだろうと思います。ただ、床の問題については、やっぱりイオンさんは寄附したので、やっぱり床面積は欲しいだろうという考えがあったんで質問をしているんですよ、私は。そうでしょう。誰だってね、やっぱり天下のイオンさんが閉店をして、あれだけの財産を頂く。で、やっぱり合同会社を設立をしなさいというのに疑問を持ったとですよ、僕は。そして、何で合同会社に顔を出してこないんじゃないかと。じゃ、あとは床しかないなと思ったんだよね。行政が、町長が、いや、そういうことはないよと言いきつぎんと、質問を終わりますよ。で、やっぱり合同会社が決めるということと言われるので、合同会社に手は出ないの議会は。そういうことがあるんでね、最初お尋ねをしているところですよ。

そういうことで御理解をいただければ非常によろしいと思うんですが、町長の答弁につい

ては合同会社を今後決めていくということでもありますので、じゃ、どこで議会は、どういうふうに質問ができるんだろうかと、立場のうなりやせんじやろうとか、そういう考えを僕は持ったんでお尋ねをしております。しっかりと床という言葉をやっぱり協調しておく必要があるだろうと思っておりますので、その辺についてやっぱりね、行政はやっぱりきちっと説明をいただかないと、それはできないですもんね。

そういうことで、行政のほうのお考えをいま一度お願いしたい。これはないよということであれば質問は終わります。

○町長（武廣勇平君）

もう明確にお答えします。ありません。LABVという枠組み、決まる前のPFI事業というフレームワークで進めたことは、幾ら議員でも思い出してもらいたいと思っておりますけれども、その枠組みの中では、民間のほうにSPCをつくってもらって、民間のほうで設計するという枠組みで進めておりましたので、企業の御要望等を民間に伝える必要があったので、いろいろ協議の中で、確定して正式なものはありませんでしたけれども、御希望は聞いておりました。

しかし、このLABVを進める上では、まず出資をして合同会社を設置し、それから設計をつくっていくわけでありますので、もちろんパートナー企業の一部として上峰町がこれまでのイオンの意向というものを把握はしておりますが、正式に何らかの条件、あるいは負担つき寄附の内容としてそうした、議員いわく床、すなわち床面積について条件をしっかりと設けてこのLABVの中にそういうのがしっかりと明記されているような書面等は一切交わしておりません。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいまきちっと町長から御説明をいただきました。床ということはあり得ないということでございますので、理解をいたしました。

この案件については質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

単純な質問になるかと思っておりますけれども、確認のために質問をさせていただきたいと思っております。

この財産の表示のところの上から4段目の、番地で七本谷の1551-1番地、これは宅地になっておりますけれども、それはいいんですけれども、次の図面で見るとですね、立体駐車場の西側、これは建物自体が1551番地の1ですけれども、これの西側、これが一部立体駐車場の一部欠けているように私は見えるんですけれども、それで間違いないですかね、欠けてい

るんですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

分筆ラインはそのようになっております、間違いございません。（「ちょっとすみません、聞き取れません。すみません」と呼ぶ者あり）

分筆ラインはそのようになっておりますので、間違いございません。

○5番（田中静雄君）

そういうことは、私はこの立体駐車場の一部が太線から外れているんじゃないかと思ったので質問をしましたけれども、これを例えば、建物を解体するということになったら、一部残して解体するんですかね。まあ、その解体するかしないかは決まっていないと思いますけれども、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そういう状況になれば当然ありますし、一部を残存してですね、残すというのは建築基準法上もあり得ない話ですので、やります。ただ、その借地上のような状況になって何がしか法的に問題があるのではないかという含みをお残しかというふうにも思いますけれども、既にその土地につき——その残存といいましょうか、その分筆ラインを入れる際にも、その土地における法的関係というのは全て整理されておりますので、問題ないという認識でございます。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ただいま執行部のほうから御説明をいただきましたけれども、土地の分だけが資産を挙げであるわけですね。建物の価値観というのは、どうお考えでしょうかね、これ載っていないんでね。あれだけのイオンの跡地に建物が大きいのがあって、これも財産ではなかろうかと思いますが、どのように評価をされているのでしょうか。やっぱり説明をいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

今回、出資議案ということで建物についても出資されていないのはなぜかという御質問かと思えます。担当課長が答弁いたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今回、土地だけでなぜかと、端的に言うとなんかというふうには思っておりますけれども、今回の出資予定としては土地のみという形で考えております。つまり、建物に關しましては滅失登記が条件とはなっておりますので、解体を予定しておりますけれども、町の財産として保有したままやったほうが良いという考えに至っております。

これにはちょっと理由がございまして、不動産のこく売というのは様々な公租公課というものが発生をいたします。国や地方公共団体などの公的法人が不動産を取得する場合は、登録免許税、固定資産税、不動産取得税というものは非課税になります。ですが今回、現物出資を合同会社のほうになりますので、町は登記義務者であり、合同会社が登記権利者という形になりますので、結局、合同会社のほうに課税されるようなことになります。ですので、現物出資を登記原因として所有権移転登記を行った場合は、建物の場合においてもですね、当然その部分が評価されていくことになりますので、公租公課という意味におきましては、土地のみの出資というのが一番ベターな選択肢というふうに考えておりまして、今回このような措置を取らせているところでございます。

したがって、建物につきましては町の財産として残っていくという形にはなりません。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

いや、今までのね、執行部の説明の中で、建物も含めたところで移管すると、合同会社に、というお話じゃなかったんですか。こい何平米まで出されているんですよ、執行部は、建物の。そうでしょう。今までと変わっているんじゃないですか。建物も評価に入れてあったんですよ。土地建物、じゃ、建物だけは町の所有になっているんでしょう、今。そいぎそのまま残すわけ、そうなるんでしょう。合同会社ってここは扱われないですよ、建物があれば、下地だけでは、そうじゃないですか。やっぱりそれはね、きちっと入り口でしとってもらわないと、後で問題になってもできないと僕は思うんですよ。今まで説明はこい、建物までということと言われて説明はあっているんですよ。で、今回こうして見ると土地だけですもんね。ちょっと合同会社に土地だけをこう、移管をする。建物は町でそのままあるわけですもんね、財産として、今の状況では。そうなりはしないですか。

○町長（武廣勇平君）

今まで確定的に、今後の対応について土地と建物を合わせて不動産出資するという事を申し上げたことはありません。これは一度もないはずですが。ただ、LABVという枠組みの説明を何度もされるものですから、不動産の出資をするということで、例えば土地、例えば建物が不動産に当たるということで御説明したことはあるとは思いますが、この事業、今後の進捗について、土地建物を合わせて出資するといったことを私自身申し上げたことはないというふうに記憶をしております。

○7番（吉富 隆君）

町長がないということであれば、そうかもしれません。じゃ、建物はそのまま町の所有として残るわけでしょう、残るんでしょう。そしたらここ、動かさないでしょうもん、下は。何か合同会社がやろうとするプロジェクトの中ですもんね。そいけん、建物をそのままりリニューアルして使うということであれば生きるでしょう、生きるでしょう。今、例えば私の

土地に友達が家を建てさせた、これはのかん限り、こい所有動かされんですもんね。そいけん、そういったことがちょっと疑問に思ったんでお尋ねをしているんですが、町の建物ですよ、土地は合同会社に移管しますよといったら、建物はですよ、町が後から崩してすれば下地だけになるで動かされるっでしょうけれども、そういった説明が今まであっていないんでね。どうだろうかという質問ですよ。

○町長（武廣勇平君）

後ほど担当課長が答えますが、毎回今後の進捗を聞かれて、確定的にですね、こうなるんじゃないかというお尋ねをされますけれども、そんなことは一言も申し上げていませんので、今後、町に残ってこれを再利用するということを決めているわけでもありませんし、これを解体しないとも言っていないし、今後、L A B Vの中でですね、話合いが進み、この土地建物についての進め方が決まっていくということしか申し上げてございません。

今申し上げたのは、担当課長が、建物については公租公課の関係で税金がかかってしまうから、壊すにしても、利用するにしてもですね、現状のところ土地の出資が一番ベターだという判断をお伝えしているというところでございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まさに公租公課の部分を考えますとそういうことになります。

また、土地をやることによって建屋をどうするかというところもでございますけれども、こちらに関しましては、先般の議案のほうでも滅失登記を行うことというふうでございます。ですので、そちらを踏まえたような形での動きを合同会社の中でも、プロジェクトファイナンスを利用する中で事業計画を策定するときに、そういったものに関しての協議を煮詰めていくということになるだろうというふう考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

どうしても私はですね、理解に苦しむんですが、要するに、土地建物まで町の所有に今変わっているということなんですよね、そうでしょう。町の名義に変わっているんでしょうもん。（「そうです」と呼ぶ者あり）土地だけを合同会社に寄附というか、移管をするわけでしょう。建物だけは町の所有物として残るわけでしょう。残らない。

○町長（武廣勇平君）

だから、先ほど担当課長が申しました、私は残す可能性も含んで答弁しましたが、残せないですよ、この前回の財産の受納についての負担付き寄附にかかる議案を見れば。2項目に寄附対象の建物は滅失登記を行うことというふう書いてございますので。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今の説明ではですね、なかなか僕は理解に苦しむんですよ。土地だけがこうして上がって

きているんでね、これだけを合同会社に移管しますよということなんですよ、そうですね。建物は町んとやけん残るとかいて聞きよっと。

○町長（武廣勇平君）

今後、滅失登記を行っていく運びになっていくと思います。

○7番（吉富 隆君）

そうすると、今後、合同会社と協議をしながらここ、ものについては決めていきますよということではない。ちょっと、ゆっくり御説明ばしてください。

○町長（武廣勇平君）

今後、合同会社との協議の上、例えばプロファイで、一緒に滅失登記を行う方向性ですね、進めていくことになりましたということでございます。

○7番（吉富 隆君）

そいぎ、建物についてもそういった形を今後取っていきますよということで理解をしてくださいということなんですね。

そういうことで最初から説明をいただければね、やっぱり不動産というというのは建物も不動産のうちですからね、土地ばかりじゃないんで、これ載っていないんでお尋ねをしようたんですよ、ここにね。土地だけしか載っていないんで、建物は残るだろうという考えに至ったわけですから、私が質問の仕方も悪かったかも分からないけれども、やっぱり疑問を持ったわけですから、その辺については御理解をいただきたいと。今度、合同会社で協議をしながらこの建物については進めていくということですよ。

はい、分かりました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

幾つか質問をしたいことがあります、1つずつ質問をさせていただきます。

まず、財産の出資ということで、今回イオン跡地及びその周辺ということ——イオン跡地ということで、及びその周辺ということで6万3,716.61平米、評価額493,792,888円の評価額としてこれを出資するという事なんですよけれども、これを合同会社に出資するという事は、上峰町として、これ上峰町にもう登記変更されているんですよ。そうすると、出資するという事は、この合同会社さんのほうが何らかしらの事情でその経営ができなくなった場合に、この出資したこれらの土地というのはどうなりますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

この合同会社というものの性質からしますと、持分会社でございます。で、株式会社と違いまして無限責任ではなくて有限責任という形になりまして、基本はこの出資した状況に応じて責任が有限という形になります。

ですので、我々の場合でいいますと、この出資した土地の額の範囲内で責任を持つというような形になろうかというふうに考えております。で、もしこれが全部、この額面以上の損失が生じたという場合になると、この評価までの額が責任の限度というような形になりますので、そこが持分会社といいたいでしょうか、有限責任としての責任になるだろうというふうに考えているところでございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、事業が実際に始まって、この経営がいずれかの時点で破綻をしてしまった場合ですね、もちろんこの合同会社さんが事業を運営するには多額の借入れをされると思います。そのときに、いわゆるこの出資した土地が多分担保として出されるんじゃないかと思いますが、やはり借り入れた金額にもよりますけれども、担保として金融機関が破綻した場合は、金融機関にそれは、何ていうんですかね、取られてしまう、そういう形になるということですよ。それでよろしいでしょうか、そういう理解で。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まあ、一般的な理論としては、議員のおっしゃるとおりという形になります。ただ、そういうふうにならないように、行政のほう意思決定権という形で参画する。そういうことによつて、そうならないように、私どものほうも努力をしていくという仕組みでございますので、御理解のほどお願いしたいというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

例えば、今は経営が途中で破綻したときの話をしましたが、順調に経営がずっとできたと仮定をします。そのときに、借入金も全て返済をしてしまったと、そういうような負債がない状態で、しかし、そういうその当時の環境ですね、事業環境、経済的なことであるとか、町の何というんでしょうか、状況を鑑みて、事業をもうそろそろやめるといふようなときにですね、その合同会社が解散した場合ですが、そうするとこの土地はどうなるでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おっしゃられますように、何らちょっともう負債がない状況で、配当もしっかり捻出できるという、要は黒字の状態が閉鎖する場合、こういうのはよく——例えば、事業年度の終了であったり、あるいは解散ということも考えられるのではないかなというふうに思いますけど、その場合には町のほうに財産は戻ってくるという仕組みになります。

以上です。

○2番（大川徹也君）

その際なんですけど、破綻した場合も、逆に事業がうまくいった場合についてもそうなんですけど、最終的に経営を終了した場合に、事業を終了した場合に、当然その土地の上には今、執行部が考えている構想、この事業の構想の中にはいっぱい建物が建っているわけですね。その中で不要な、その時点で不要な建物等に対しての管理であったり処分とか、それは誰が

面倒を見るような、誰が責任を負うことになるのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一義的には所有者になります。ただ、その事業の内容によってなんですけれども、今、事業を終了した場合ということで限定されての御質疑かというふうに思っておりますので、その段階では町に所有権が戻ってきます。で、その段階でどのようにするかというのはそのときの状況におられる立場の方が決められることなのかなというふうには思っておりますけれども、幾つかの選択肢として、そのまま事業を継続して延長するやり方も1つ考えられますし、そこで事業終了に合わせて再度別の方式、そのときにひょっとしたらまだいい方式があるかもしれませんし、今やっている方式を続けたほうがいいというのであれば、そこで新たにリニューアルをしてもう一回やるということも考えられますし、あるいは、町のほうで引き取って、町のほうで維持管理をやっていくという選択肢もあろうかと、様々な選択肢がその状況ではあるかと思えます。

ですので、今の段階でどうというふうには言えませんけれども、幾つか選択肢はございますので、そういった中からチョイスをしていくんだらうなという想像はできるところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

財産、今、同僚の吉富議員さんのほうからあった話と関連しているんですけども、今回出資は土地のみということで、公租公課の問題で合同会社に経済的な負担が、費用的な負担、公租公課の負担がかからないように今回は町の所有物のまま土地のみ出資して、その土地が合同会社名義になるということで理解をしておりますが、それでまず間違いないのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

はい、議員のおっしゃられるとおりでございます。

○2番（大川徹也君）

そうするとき、この建物についてなんですけれども、建物、今後ですね。今、町長答弁にはリニューアル、建物をそのまま使ってリフォームというんですかね、リノベーションというのでしょうか、そういった場合もあるし、建物を一旦解体して、それからまた再開発をすることも考えられる。しかし、それは合同会社が組成されてから決まるものですよと、今の時点では何とも言えませんという答弁だったと思うんですけど、それで間違いないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

すみません、先ほど訂正をしたつもりですが、負担付き寄附にかかる財産の受納について、さきの議会で寄附をいただいたときに、寄附対象の建物は滅失登記を行うことが条件になってございますので、可能性の話の中で申し上げたことを訂正させていただきます。

○2番（大川徹也君）

ちょっと分かりにくかったので、どの部分の訂正か、もう一度改めて明確にお願いします。

○町長（武廣勇平君）

建物については、寄附対象の建物ということでございますので、この条件が付されています、滅失登記を行う方向で進めるということでございますので、それ以外の可能性を含んだ、私のあらゆる発言は訂正させていただきます。

○2番（大川徹也君）

滅失登記について私も理解不十分、知識が不十分で、理解というよりも知識不十分で、御教授いただけたらと思うんですが、滅失登記をするということは、誰の所有でもなくなるという理解でよろしいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

滅失登記というのは、通常、建物を建てたとき、というのは表題部の登記を行った上で所有権保存登記を行います。で、その後、所有者が替わるごとに所有権移転登記という形で名義といいましょうか、対抗要件がずっと変わっていくわけなんですけれども、滅失登記というものは、そもそも建屋が存在しない状態するということですので、解体が前提になっているということでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

その滅失登記をするということは解体が前提ということであります。そうすると、さっき町長が答弁した、また建物を再利用する場合もあるし、また解体してする場合もあると、解体して再開発する場合もあると、そういったことを言いましたが、それについては今発言を訂正するというので今承りましたので、そこは理解ができました。

そして、その滅失登記というのは解体を前提とするということなので今、創生室長から説明を受けましたが、つまり、なくなるから、もちろん所有は誰の所有でもないということなので理解していいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

建物の登記、これは土地もそうなんですけど、表示登記という類いのものと、あと権利登記というものと、大枠すると2つ分けます。で、物がなくなりますので、両方ともなくなるということで御理解頂戴できればと思います。

○2番（大川徹也君）

そうするとき、土地は明確に財産として今ここに挙げて、今回の議案第1号の資料として土地が具体的にどの土地ということでしっかり表示があります。しかし、建物に関しては財産としては合同会社のほうに移管しない、譲渡しない——譲渡というんでしょうか、移管しない。しかし、滅失登記が今回のイオン九州株式会社さんが上峰町に譲渡するための条件

だったと。そうするとき、再開発をするために解体をするということが今明確に改めて分かりましたが、解体のその費用は捻出しなくちゃいけないですけど、その解体を責任を持って行う主体、その費用も含めてですね、というのはどちらになりますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まずはですね、このプロジェクトファイナンスという言葉がさっきからずっと出てきておりますけれども、このプロジェクトファイナンスの中で、解体費とその後の建築費とかいろいろ組成費用というのが出てくるんですけども、そういったところまで捻出できるかどうかというところの可能性に関してですね、事業計画というものを作成していくこととなります。これは合同会社の中でやることとなります。

で、その中でどれほどの、要は利益であったり、どれぐらいの投資額が出てくるのかということ等を算定する必要がございますので、その中で出た計画の中身、これを見た上でどうするかというのを検討する必要があるのかなというふうに考えております。

まずは、そのプロジェクトファイナンスを一旦は前提とした上で検討してみるという形での捻出方法を考えているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

この建物の解体は合同会社が行うという答弁でありました。やっぱり合同会社が、この建物の、これは町が把握して私たち議会に説明ができるものなのかどうか分かりませんが、見積りですね、解体費用の見積りというのはもう既に取っておられるんですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

過去に議会の全議員協議会のときに、一応の粗い数字としてお示ししたことはございます。ですが、そのときとまた事情がですね、年数もたっておりますので、ある程度のところで額的なものは変わったりする可能性もございますので、そこを一つの参考にはなるのかもしれませんが、正式な額ではないと。見積りということであれば、またちょっと改めて設計する必要があるかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そうすると、解体費用の見積りがされているかどうかという質問をしたんですけども、解体費用は、今回イオン九州株式会社さんから譲渡を受けた土地の評価額493,792,888円とありますが、この評価額と解体費用をちょっと比べたらどうなるんだろうとっていて、解体費用は、おおよそ大体幾らかかるものなんですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

正式な額についてはちょっとまだ何ともいうところではございます。

で、先ほどの評価額という話で今回出しておりますけれども、土地というものに関しては

土地4面価などと言い方をいたしまして、算定する内容によって土地の価格が大きく変わってくるというのは議員も御承知のことかというふうに思っております。

今回はそのうちの一つの方法での評価をしたということに過ぎません。実際の市場価格をした場合に、私どもの推測では、これは肌感覚でございますけれども、もうちょっと評価は上がるんじゃないのかなと正直思っております。先ほど補足説明の中でも申し上げたように、例えば字界がありまして、二本谷とか、七本谷とか、一本谷とかありますけど、そこの字が違うものに関してはなかなか合筆することというのは難しいかと思っておりますけれども、同一の字のものであって可能な限り合筆をし、しかも、地目をそろえていくというようなことを合同会社の中で今後やっていくということであるのであれば、そこでの資産的な評価というのもさらに向上が見込めるというようなことも考えておりますので、そういう条件整備が整った段階で比較されたほうがいいのかというふうに思っております。今の現状では13筆に分かれておりますので、なかなかお互いに正式な評価というのはですね、ちょっと厳しいのではないのかなというところもございますので、資産的な面から申し上げますとそういう形が望ましいんだろうなというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そうですね、私のこの質問についても、まあ、大まかなことを聞くぐらいでよかったので答弁はその程度で大丈夫ですが、ちょっと今からの質問は、先ほど吉富議員さんとの、町長との質疑応答の中で、イオン九州株式会社さんの進出について、私はどの事業者さんが入ってもそれは全然問題じゃないだろうと思っています、どの事業者さんが入るのは自由、経済行動の自由ですから。その中で、吉富議員さんが言いたいことが私も少しは理解できるので、私もちょっと補足というかですね、なんですけど、町長はそういう譲渡をする場合、イオン九州株式会社さんが土地、建物つき土地を上峰町に譲渡する場合の条件として、自分たちが新しく再開発された建物、再開発地に事業進出をするということは特に前約束もありませんし、そういったことは明記されているわけでもないということで答弁をしましたけれども、もちろん、まだまだ明記をするようなそういったこともあるのかな、そういうことしないだろうなと思いつつながら、ただ、イオン九州株式会社さんは再出店の意向はあるということで前々から言っているんで、イオンさんが入っても全然私はおかしくないと思うんですけど、そういう可能性もあるということで理解しとっていいですか。

○町長（武廣勇平君）

私の答弁のことですので、お答え申し上げます。

イオン九州さんが再出店する意向がその条件の中に明記されていないとは言っておりません。吉富議員とのやり取りは、床面積、床という言葉が使われましたが、そうした床面積は何平米必要だということがその約束の中に入っているかということをお尋ねになったので、

それはございませんと申しました。

また、企業活動に関する事でこの議会との協議の中で株価に影響を与えたり、経営活動に影響を与えるようなことは差し控えるべきだとも申し上げました。

その上でお答えを申し上げたいと思いますけれども、今後のことについては、まさにこれからLABVの中で考えられていくということでございます。これまでのことについての進捗については私のほうからもお答えができますので、イオン九州さんの上峰店の店長さんが再出店したいという意向をお持ちだということ、また、報道にありましたように、イオン九州として再出店したいという意向をお持ちだということのようなことは確認できているということをおし述べたのみでございます。

○2番（大川徹也君）

次の質問が、また、先ほどの吉富議員さんとのやり取りの中で、民間事業パートナーと共同事業パートナーという言葉が出てきて、本当に、私が振り返りなんですけれども、これについて改めて御説明いただいでよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

民間事業パートナーと共同事業パートナーの違いということなんですけど、端的に申し上げますと、民間事業パートナーは出資金を出資いたしまして、経営の一員としてそこに参画していくのが民間事業パートナーでございます。

共同事業パートナーというのは、その民間事業パートナーと町とで組成される合同会社のほうから受ける発注、発注を受けるような立場になります。で、あるいは情報共有をしたりですね、あとは技術的な助言をしたりとかというような内容になるかと思えます。分かりやすく言えば、共同事業パートナーはちょっと指名願の指名登録をしているような感じのイメージを持っていただけると議員の皆様方には分かりやすいようなイメージに近いのかなという感触は持っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

御説明、改めてよく分かりました。

これがもしですね、私が話すことがこの関連から大きく飛び出ていたらもう全然答弁されなくて大丈夫なんですけれども、今回、財産を出資することで合同会社が具体的に指導しますよね。つまり、土地を受けるので、金融機関からお金も借りやすくなりますよね。そうするとき、普通、お金を借りるときには担保であったり、担保または保証人、もしくは担保かつ保証人というものが求められてきますけれども、上峰町は、先般の12月定例会でもあったように、下支えをしていくという答弁がありましたけれども、この合同会社を町が下支えしていくということがありましたけど、町が保証人になるということは考えていらっしゃいますか。

○町長（武廣勇平君）

とあるところで私も耳にしました。この中心市街地の保証を町がやることになるんですよと発言されている議員さんがいらっしゃるようですが、これも、これまでもお話ししましたが、コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンスの違いでありまして、それぞれのプロジェクトごとにファイナンスをしていくということになります。ですので、その中心市街地の案件、総事業費全体を町が保証するなんて、そんな話はですね、あり得ません。

で、コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンスの違いについては、担当課長が答弁いたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

この辺はなかなか皆様方が誤解されていらっしゃるのかなというところもあるかと思えます。そもそもプロジェクトファイナンスという方法と、いわゆるコーポレートファイナンスという方法があるわけなんですけれども、プロジェクトファイナンスのほうにつきましては、企業、この場合だと合同会社になるんですけれども、あるプロジェクトにおけます資金調達を行う際に、プロジェクト自体から生じるキャッシュフロー、つまり、事業から発生する収益であったり、事業の持つ資産、これを基に資金を調達する方法になります。これは当然、金融機関から見たら融資ということには変わりないというふうには思いますが、そういう融資の方法でございます。

融資に対します返済の原資、これにつきましても、プロジェクトから発生するキャッシュフローに限られているということになりますので、企業の信用力であったり担保価値のいぞうに関しますコーポレートファイナンスというのとは若干性質が異なるというふうに思っております。

で、事業を行う企業やスポンサーへの債務保証を求めないということで、ノンリコースファイナンスというものもございますので、そういったところも十分考えていきたいというふうに思っております。

また、プロジェクトファイナンスでは大規模なプロジェクトでも落ちるといふことが多いというふうに思っておりますので、事業を今回実施いたします合同会社のほうを設立いたしまして、これを事業者として企業とかスポンサーとかから、そういったものから独立したような形で資金調達する例もございます。

また、インフラなどの公共施設や公共要素の高い民間の事業についても、このプロジェクトファイナンスというの活用されていることがこれまでも多々あってございますので、そういった場合にはPFIなんかでも、十分これまでも使われている資金調達方法というような形の認識をしていただければよろしいかというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今、プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンスということで御説明を受けましたが、今回のLABV方式での中心市街地活性化事業において、各プロジェクトを担当する共同事業パートナーさんたちが、それぞれそのプロジェクトに対して必要な、試算したお金を金融機関から、基本的に金融機関から借り入れて事業を行っていくと。そういうときに、その事業を——もちろん借り入れるわけですから、やっぱり担保や保証人というのが出てくると思うんですけど、そういったところに町は一切関わらないというちょっと今、説明と認識したんですけど、それで間違いないですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

プロジェクトファイナンスの仕組みというものから考えるとですね、そういうことになるというふうに思っています。もちろん、プロジェクトのほうから派生していく融資形態という形になりますので、従来型のコーポレートファイナンスによります信用貸しとか、あるいは担保価値とか、こういうことのみ依存した借り方ではないということでございます。

○2番（大川徹也君）

再度ちょっと同じ質問をします。

その上峰町、当町は、この土地、イオン九州株式会社さんから譲り受けたこの土地以外に、今回の事業に対する出資——出資というか——ちょっと質問をすみません、訂正します。

もう一度今、最初から答弁してくれたんですけども、私の質問としては、各プロジェクトを行う共同事業パートナーさんたちというんでしょうか、その民間事業パートナーさんたちか分からないんですけど、とにかく彼らが融資を受ける際に、金融機関から融資を受ける際に、町としては一切、それは保証人等を含めてですね、一切関わらないということで認識していいんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

もうすぐ議案から随分ずれ込んでいますね。財産の出資についての議案の中で、LABVの、しかもそれぞれのプロジェクトファイナンスにおいて、行政が、何かいろんな条件があると思いますが、その中で出資する可能性がある場合が絶対ないかというお話をこの議案の中で質疑されるというのはちょっと違和感を感じます。

大川議員が、この議案と関係ないところであればお答えする必要はないと申しましたので、お答えは控えさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結いたします。

日程第6 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第6．討論・採決。

議案第1号 財産の出資についての討論に入ります。討論はありませんか。

○2番（大川徹也君）

私は、今回の議案第1号 財産の出資について反対の立場から意見を申し上げます。

先般の12月定例会において、私はこの中心市街地活性化事業を進めるには、このたび組成される合同会社の借入金の保証人等の問題や人口問題、そして、周囲の同様の形態の商業施設の増加、また、コロナ禍による経済状況などを鑑み、当町及び当町民に対する経済的リスクが大きく、審議不十分として反対をいたしました。また、先ほど議案審議の中で私が質問したことに関してもやはり、それはこの審議にはそぐわないということで答弁もいただけなかったです。そのような意味で、審議不十分として今も反対をしております。

また、この事業については、水害対策等、環境面での住民リスクについては何ら審議もされておらず、改めて現執行部がこの事業に対する、現執行部のこの事業に対する進め方は、町民、議会に対して大変不誠実で大きな不安も残したままです。

このような政治手法で進める限り、私はこの案には反対をします。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に、賛成討論はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

私は、賛成の立場で討論をいたします。

12月定例議会でも申し上げましたように、もう既に中心市街地活性化が動き出したような状態で、今日ではしごを外すような反対はできない。しかも、町民総意でこの中心市街地開発を待ち望んでおられるような議案でありますので、これはぜひとも賛成して事業を進めていくべきだというふうに認識をしますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。これをもちまして会議を閉じます。

令和3年第1回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前10時52分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 大川徹也

上峰町議会議員 原直弘